

井原市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託仕様書（案）

井原市公共交通会議

1 業務の名称

井原市地域公共交通総合連携計画策定調査業務

2 井原市の公共交通に関する現況と課題

（1）公共交通の概要

当市の公共交通体系は、バスと鉄道井原線によって構成されており、バスについては、民間3社による幹線バスのほか、支線部分を補完するため、当市コミュニティバスとして市内循環バスを運行しており、井原地区では公共施設や観光施設を結ぶ役割を担い、また、芳井・美星地区ではスクールバスへの一般混乗を可能としている。

福祉面からの支援としては、福祉基金によるバス、タクシーの料金助成や、美星地区においては、NPOによる福祉有償運送を支援している。

さらに、平成22年度からは、公共交通空白地の解消に向けた新たな取り組みとして、モデルエリアにおける「予約型乗合タクシー」の試験的な導入を予定している。

（2）課題

従来、地域における公共交通は、バス事業者の自助努力を国、県、市がそれぞれ支援する体系で維持されてきた。しかし、近年、県のバス事業支援体制も広域的経路に重視した補助要件に改正され、本年度から当市の負担が増すこととなった。

また、市内循環バス及び市内の幹線を担う路線バス事業者の運営状況も年々減少する利用客から厳しい経営を余儀なくされており、今後、公共交通体系の維持のために、当市の負担拡大が危惧され、将来的な維持が極めて困難な状況となっている。

一方で、市内には「公共交通空白地」が点在しており、市民が平等にそして容易に移動できる公共交通体系の構築は市政にとって最重要課題となっている。

3 業務の目的及び必要性

市財政への負担軽減や住民ニーズに配慮しながら、将来にわたって地域住民に利用され、持続可能な公共交通体系の構築を図るためには、既存の公共交通体系及び新たな交通手法である予約型乗合タクシーのそれぞれについて、利用実態や住民ニーズ等を一体的かつ詳細に調査を実施する必要がある。さらに、これらの調査結果を踏まえ、本市公共交通体系について、集約化や機能分担の整理、将来像、基本方針及び具体的な行動計画を策定するとともに、実証実験等を通じて事業効果を検証しながら、計画的・継続的に取り組みを進める必要がある。

また、今後、地域における公共交通を維持していくためには、当市や民間バス事業者は

もちろんのこと、地域の交通に関わるあらゆる立場の方々や新たな担い手と連携しながら、地域全体で取り組むことが重要である。

これらのことから、当市のみならず、地域における関係者の合意の基で取り組む地域公共交通総合連携計画を策定するものである。

4 業務の内容

(1) 地域概況

既存資料や当市上位計画を収集・整理し、現状を把握する。

(2) 現況交通実態調査

既存の調査結果等を収集・整理するとともに、公共交通に関する利用実態調査を行うことで、時間帯、区間による利用者数などの利用状況を把握する。

(3) 市民・利用者等ニーズ把握調査

市民の移動ニーズや公共交通へのニーズ、利用者のニーズを把握するため、市民、利用者、事業者等へのアンケート調査・ヒアリング調査を実施するとともに、調査結果の集計、分析、課題の抽出等を行う。

(4) 住民満足度等の事前評価

公共交通に対する住民の満足度等を長期にわたり調査するため、今回の調査事業において事前評価を行うこととし、当該事前評価及び分析については、受託者は岡山大学大学院環境学研究科橋本成仁准教授へ再委託することとする。

(5) 地域住民等との意見交換

地域住民説明会、ワークショップ等を通じ、地域住民から地域公共交通について意見交換等を行う。

(6) 問題点・課題の整理

上記(1)から(5)の調査結果を踏まえ、当市の抱える問題点、課題を整理する。

(7) 地域公共交通総合連携計画等の提案、作成

当市のこれからの公共交通の将来像、指針づくり

当市の活性化につながる公共交通の総合的な体系の提案

上記 を実証するためのモデルエリアの設定及び実施計画の作成

その他当市公共交通の活性化等に資する事業の提案及び実施計画の作成

上記 から を踏まえた連携計画(素案)の作成

パブリックコメントの提案、とりまとめ(市広報紙・ホームページ利用可)

(8) 井原市公共交通会議運営

井原市地域公共交通総合連携計画の策定に向け、次の会議運営を行う。

なお、会議出席者は委員23名、事務局6名のほか、受託事業者とする。

資料作成

ア 井原市公共交通会議の会議提出資料(30部)の作成

イ 井原市公共交通会議事前打ち合わせ会議提出資料の作成

ウ 井原公共交通会議議事録作成

エ 地域住民説明会資料 等

会議支援

●公共交通会議への出席、説明補助等

(4 回程度開催予定 (8 月、12 月、2 月、3 月))

●公共交通会議事前打ち合わせ等への出席、説明等 (計 6 回程度開催予定)

●地域住民説明等への参加

(9) 学識経験者との調整

助言等

上記調査の実施及び結果の分析に当たっては、岡山大学大学院環境学研究科橋本成仁准教授の助言を受けるものとする。

出席要請に対する支援

学識経験者が井原市公共交通会議会長の要請に基づき、必要なアドバイス等を行うために説明会等へ出席した場合、必要となる報償費及び旅費を支払うものとする。ただし、金額については、当市条例の規定に準じ、日額6,500円とし、旅費については公共交通機関を利用した場合にその実費相当分(岡山大学から井原駅まで)を支払うこととする。

5 履行期間

契約の日から平成 23 年 3 月 31 日 (木)

6 提出書類

(1) 着工時

業務着手届および従事技術者等届

業務計画書

(2) 完了時

業務完了届

納品書

成果品

ア 井原市地域公共交通総合連携計画 (50 ~ 70 ページ程度 : 冊子 120 部)

イ 井原市地域公共交通総合連携計画概要版 (カラー 8 ページ程度 : 冊子 200 部)

ウ 上記ア、イの電子データ (Word 版及び PDF 版)

エ 各種調査結果報告書及び検討資料一式

7 業務履行の確認

支払いの請求に当たっては、前項に掲げる提出書類を提出し、検査担当職員の検査を受

けることとする。

8 支払い条件

支払いは委託業務検査後、受託者の請求に基づき一括して支払う。ただし、支払い予定日は、国からの補助金交付を受けた後とする。

9 その他

- (1) 受託者が業務に関して知り得た個人情報は、すべて当会議に属する個人情報であり、当会議の許可無く、複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 業務完了後、受託者は当会議から貸与された資料を返還するものとし、また、電子データを含む個人情報のすべてを当会議へ提出しなければならない。
- (3) 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意した上で、出典等を明記する。
- (4) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに当会議事務局と協議し、委託者の指示の下、業務を円滑に遂行しなければならない。